

えるぼし認定を受けませんか！

えるぼし認定は取組期間中でも申請できます！ 300人以下の企業も申請できます！！

お問い合わせ先：福岡労働局雇用環境・均等部指導課 ☎092-411-4894

消費者のニーズの多様化やグローバル化、少子高齢化が進む中、企業における人材の多様性を確保することやそのために女性の活躍を推進していくことが重要です。

「女性活躍推進法」では、常時雇用する労働者301人以上の企業には、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画の策定・計画の社内外への周知、情報の公表、国への届出を義務付けています。

また、労働者300人以下の企業も含め、行動計画を策定・届出している企業が、一定の基準要件を満たした場合、女性活躍推進企業として「えるぼし」認定を受けることができます。認定申請は、行動計画の取組期間中であっても可能です。

えるぼし認定とは・・・

行動計画の策定・策定した旨の届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業は、認定を受けることができます。

認定は、**評価項目**のうち、満たす基準の数によって、1段階目（ひとつぼし）から3段階目（みつぼし）まであります

えるぼし認定のメリットは・・・

女性活躍推進に積極的に取り組む企業としてのPRになり、

①優秀な人材の採用に繋がる！

②市場評価が高まる！

③公共調達や融資の場面で有利になる！

※1段階目でも公共調達の加点評価になる場合があります。

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



評価項目とは・・・

- ・認定基準を満たしていること（満たしている数により認定の段階があります）
- ・満たしている基準を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表していること
- ・満たしていない基準については、取組を実施し、その取組等を厚生労働省のウェブに公表するとともに、2年間連続して、その実績が改善していること

★認定基準とは・・・

認定基準1 採用 男女別の採用における競争倍率が同程度であること。（雇用管理区分ごと）

認定基準2 継続就業 以下の①又は②

①平均継続勤続年数の「女性労働者÷男性労働者」が0.7以上であること。（雇用管理区分ごと）

②10事業年度前・その前後の事業年度に採用された労働者の「女性労働者の継続雇用割合÷男性労働者の継続雇用割合」が0.8以上であること。（雇用管理区分ごと）

認定基準3 労働時間等の働き方 労働者の法定労働時間・法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。（雇用管理区分ごと）

認定基準4 管理職比率 以下の①又は②

①管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上（厚生労働省HP）であること。

②直近3事業年度の平均の「課長級より1つ下の職階にある女性労働者のうち課長に昇進した者の割合÷課長級より1つ下の職階にある男性労働者のうち課長に昇進した者の割合」が0.8以上であること。

認定基準5 多様なキャリアコース 直近の3事業年度のうち、大企業は2項目以上、中小企業は1項目以上のA～Dの実績があること。A女性の非正規から正社員への転換、B女性のキャリアアップのための雇用管理区分間の転換 C過去在籍した女性の再雇用 D30歳以上の女性の正社員としての採用

★一般事業主行動計画の策定から「えるぼし」認定取得まで

① 4つの基礎項目の状況把握をした上で、自社の課題を分析

【4つの基礎項目】 → 詳細な分析をする場合は選択項目も利用！

- ①採用した労働者に占める女性の割合
 - ②男女の平均勤続年数の差異
 - ③労働者の各月ごとの平均残業時間数等
 - ④管理職に占める女性労働者の割合
- ※厚生労働省のHP「[行動計画策定支援ツール](#)」が利用できます

②課題を解消するため行動計画を策定

【行動計画に盛り込む要件】

- 計画期間 2年～5年にしてください
- 取組内容及びその実施時期
- 数値目標 必ず1つ以上の数値目標を設定して下さい

③行動計画を社内で見やすい場所へ掲示等で周知、「[厚生労働省のウェブサイト](#)」などで外部に公表

④女性の活躍に関する情報を「[厚生労働省のウェブサイト](#)」で公表して、行動計画届出書を労働局へ届出る。

⑤行動計画の実施、目標の達成。公表データや実施状況を点検・評価。

⑥認定基準を確認し、「えるぼし」認定について労働局へ認定申請
※行動計画期間の途中であっても申請可能です。認定基準（5つ）を確認してください。

⑦「女性の活躍推進企業」として認定 **えるぼしマークを取得**

※満たす認定基準の数に応じて3段階の認定があります。

★まず、1段階目の認定（ひとつぼし）から申請してみましょう！

- ステップ1** ふたつともチェックできたらステップ2へ
一般事業主行動計画（女性活躍推進法）を定め、適切に公表・労働者への周知をしている
女性活躍推進法その他関係法令に違反する重大事実がない。
- ステップ2** 認定基準は以下の5つです。1つないし2つ満たしていたらステップ3へ
採用、継続就業 労働時間等の働き方 管理職比率 多様なキャリアコース
- ステップ3** ウェブサイトの確認要です。チェックできたらステップ4へ
上記で満たした認定基準の実績値を厚生労働省のウェブサイト（※）に毎年公表している
- ステップ4** 満たしていないものも要チェックです。ステップ4を満たすといよいよ申請です
満たしていない項目についても一定の改善状況をウェブサイトに公表している
- 申請してみましょう。厚生労働省のホームページから申請様式がダウンロードできます。

●行動計画、えるぼし認定の詳細は、厚生労働省ホームページ「[女性活躍推進法特集ページ](#)」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【お問い合わせ先・届出・申請先】

福岡労働局雇用環境・均等部指導課

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 4階

電話092（411）4894 FAX092-411-4895



★次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画、くるみん認定等のお問い合わせもこちらです